

# 違反広告や不法投棄をなくしましょう

## 違反広告物とは

電柱や街路樹等の貼り紙や看板等の広告物は、道路交通に支障をきたし、街の美観を損ねる等の理由から、法律上違反広告物とされています。

東京都では条例により違反者に対する罰則を強化する等の取り組みを実施しています。

問合せ 施設管理課☎内線2714

### 違反広告物除却協力員を募集

区では、違反広告物排除の一層の強化と環境美化の向上を図るため、「違反広告物除却協力員制度」を設けています。この制度は、区から委嘱された区民の皆さんが、ボランティアとして違反広告物を自主的に撤去し、街の環境美化活動に積極的に取り組む制度です。

**委嘱・活動開始** 4月から  
**対象** 区内在住の20歳以上の方、30人程度(申込順)  
**締切り** 3月18日(金)

### 屋外広告物の申請手続きを

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、建物の屋上等の商業広告、絵や商標、シンボルマーク等も含まれます。(右表参照)

区では、屋外広告物の無秩序な掲出から街の景観を守るとともに、交通の妨げになることを防ぎ、落下等で周囲に危害が及ばないよう適正な維持管理を行うため、東京都が定める「東京都屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の設置許可を行っています。許可が不要な自家用広告物(右図参照)や屋外広告物に該当しないものを除き、区内で屋外広告物の表示をする場合は申請してください。

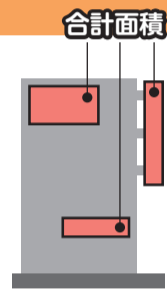
※屋外広告物を出せない禁止区域や、禁止物件(街路樹やガードレール等)、広告物の規格等の条件があります

「屋外広告物」に該当するものの例	▶ 広告塔、広告板、看板、立看板、貼り紙等(建物の外壁、塀等に書かれた文字、商標、シンボルマーク等も該当します) ▶ 電光ニュース板
「屋外広告物」に該当しないものの例	▶ 野球場、遊園地内等で、その構内にいる特定の者のみを対象とするもの ▶ 街頭演説等ののぼり旗等一時的で、かつ、設置者の直接的な管理下にあるもの ▶ 単に光を発するもの(サーチライト、文字のない単一色の板への照明) ▶ 音響広告

### 自家用広告物のうち、合計面積が一定規模以下のものは、許可が不要です

- 自家用広告物とは…自己の店舗やテナント等に、その店名や名称等を表示した広告物のことです。
- 用途地域ごとの合計面積の上限

用途地域	合計面積
第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域等	5㎡以下
第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用地域等	10㎡以下



## 不法投棄は犯罪です

粗大ごみや家電製品等を、道路や空き地等に捨てる行為は不法投棄となり、法律で罰則が定められている犯罪行為に当たります。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金に処せられます。

区では、安全で快適な道路を皆さんが利用できるよう、道路パトロールカーによる巡回業務を強化し、不法投棄多発箇所に看板を設置する等、不法投棄の防止に努めています。

不法投棄のない快適で安全な生活環境を維持するために、皆さんのご協力をお願いします。

### 問合せ

- ▶ 区道上…施設管理課 ☎内線2714
  - ▶ 公園内…道路公園課 ☎内線2757
  - ▶ ごみ集積所…荒川清掃事務所 ☎(3892)4671
- ※不法投棄している人を発見したときは110番通報してください

# 犬を飼育している方へ

平成26年度は区内で犬が人をかむ事故の届け出が4件ありました。犬の散歩時には、犬が思わぬ行動を取ることがあるので、犬の様子や周囲の状況に注意してください。



### 飼い主として必ず行うこと

- ▶ 飼い犬の登録をして、鑑札の交付を受ける(生涯1回)
  - ▶ 狂犬病の予防接種と、注射済票の交付を受ける(年1回)
  - ▶ 鑑札と注射済票を首輪等に付ける ▶ 引越しや犬の死亡時の届出
- ※登録手続き等詳細は、荒川区ホームページをご覧ください

### 散歩時に注意すること

- ▶ 必ず首輪・リード(引き綱)を着用させ、破損がないか確認
  - ▶ リードは長さを調整し、犬を確実に制御できる人が持つ(伸縮自在のリードは使用しない)
  - ▶ 自転車に乗ったままでリードを持ち、犬を散歩させない(東京都道路交通規則第8条に違反し、5万円以下の罰金が科せられます)
  - ▶ 犬の排せつは散歩前に済ませ、ふんを持ち帰る袋や尿を洗い流す水、消臭剤等を携帯する。散歩中に犬が排せつした場合は飼い主が必ず後始末をし、ふんは自宅に持ち帰る。
- ※ふんを路上や公園に放置して近隣とトラブルになっている事例や、袋のまま公衆トイレに流し、トイレを詰まらせて使用できなくなる事例が起っています。ふんは必ず自宅に持ち帰り、処分してください

### 飼い犬が人をかんでしまったら

- ▶ 応急措置に努め、誠意を持って被害者に対応する
- ▶ 犬を落ち着かせて隔離する ▶ 必要に応じて、警察に連絡する
- ▶ 24時間以内に保健所に届け出る
- ▶ 48時間以内に、犬を動物病院へ連れて行き、狂犬病の有無について診察を受ける

### 災害に備えて

- ▶ 災害時に家族の一員であるペットと安全・安心に避難するため、日頃からの準備をしておきましょう。
  - ▶ 人やほかの動物をこわがらないようにする、無駄ばえをしない、嫌がらずにケージに入る、トイレは決められた場所でする等のしつけをする
  - ▶ 動物のための防災用品(5日以上の餌と水、ケージ等)の用意をする
- ※ペットの災害への備えや避難についてまとめたパンフレットを、区役所・施設等で配布しているほか、荒川区ホームページからもダウンロードできます

配布・問合せ 生活衛生課(区役所北庁舎1階) ☎内線422

広告

広告内容の問い合わせは各事業所へ

## お客様の未来をサポート

～お気軽にご相談ください～

初回相談  
無料

**相続 遺言 税務一般**

税理士法人 行政書士法人

# 日暮里総合事務所

税理士・司法書士・行政書士のプロ集団が総合力で対応します。

日暮里総合事務所

検索

☎03-5811-4011

荒川区西日暮里2-20-1ステーションポートタワー 306 (JR日暮里駅北口徒歩1分)



## 福祉用具のケア・フレンド



その他いろいろ取り扱っております。是非ご来店下さい。☎03-3809-2714

## 相続の悩み解決します!

- ★初回無料出張相談実施(土日祭可1時間)
- 遺言・遺産分割協議書作成支援、遺言執行、終活・相続相談(人とペット) **お問合せは**



たかの行政書士事務所 南千住1-55-4

☎03-3801-0267